

支援する会ニュース

「年金引き下げ違憲訴訟を支援する大阪の会」

支援する会事務局
第30号

2019. 11. 18

〒530-0041大阪市北区天神橋1-13-15 大阪グリーン会館6階 TEL06-6354-7207 FAX06-6354-7746

全日本年金者組合創立30周年

ILO ジュネーブ第4次要請行動
SPI-CGIL イタリア年金者組合交流

訪問記

(円内は) ILO事務局でパワーポイントを使って日本の年金制度などの問題点を説明する喜田弁護士

全日本年金者組合は、結成30周年記念事業の一環として10月28日から11月3日までジュネーブにあるILO本部とイタリア年金者組合を訪問しました。大阪からは年金者組合府本部の加納忠委員長と「年金裁判」弁護団の

喜田崇之弁護士が参加。ILO事務局では、日本が批准しているILO 102号条約（社会保障の最低基準）に関してアドバイスを受け、イタリア年金者組合とは今日の組織と運動、年金制度などを学び友好・協力関係を築きました。



「日本の年金は、現在および将来もILO 102号条約の水準に到達していない」

大阪年金引き下げ違憲訴訟弁護団・事務局長 喜田崇之

日本の年金制度の問題点を説明

この度、ジュネーブILOに同行させて頂きました、大阪弁護団事務局の喜田です。まずは、大阪府本部が集めた独自のカンパにより、私の渡航費用を捻出して頂きましたことにつきまして、



イタリア年金者組合本部で

この場をお借りして、大阪府本部の皆様、カンパをしていただきました皆様に、厚く御礼申し上げます。

共感を得た準備書面

今回、私は、日本の年金制度の問題点（特にマクロ経済スライドの問題点や、2019年財政検証の問題）に加え、日本の年金水準がILO 102号条約の求める水準に到達していないことを、日本で作成した準備書面をもとに、具体的に説明し、共

感を得ることができたのは、大きな収穫となりました。理論面でも、運動面でも、条約勧告適用専門家委員会への申立てには大きなハードルがありますが、大きなチャレンジだと思って改めて頑張りたいという気持ちになりました。

もっと英語力を身につけたい

また、自分自身、もっと英語力を身につけなければならないということを感じました。次の機会を頂け

るのかわかりませんが、来るべきその時に向けて、しっかりと英語の勉強に励みたいと思いました。

今回の旅で、同行した皆さんと心の距離が一気に縮まりました。同行できたのは実質的に2日間だけでしたが、それでも、何回か食事を一緒にさせてもらい、楽しいひとときを過ごさせて頂きました。

ILO訪問は今後の運動の第一歩

ILOに対する申立ては、年金者組合の運動の枠を超えた大きな力が必要になってきます。そのために、力を集結させた取り組みが必要です。今回の訪問が、その大きな一歩になればと考えています。



ILO活動局の責任者と

年金受給者1300万人中 300万人を組織する イタリア年金者組合の社会での存在の大きさに感銘



イタリア年金者組合本部で

訪問記



イタリア年金者組合ローマ地区支部

ILO第4次要請行動、イタリア年金者組合交流に参加して

年金者組合大阪府本部執行委員長 加納 忠

今回のILO要請行動は、年金削減違憲訴訟大阪弁護団事務局長の喜田崇之弁護士が参加し日本の年金制度の問題点、とくにマクロ経済スライドの実施が、ILO102号条約（社会保障最低基準）に違反していることなどパワーポイントを駆使して直接英語で丁寧に説明していただきました。

年金者組合からは広岡元穂中央本部書記長の報告をはじめ、女性の低年金問題、東京訴訟事例からリアルな低年金者の実態報告をして、対応したILO専門官は真剣に聴取していただいたと感じました。

ILO専門官からアドバイスも

ILO専門官からは、ILO違反の申し立て、提訴などの具体的なアドバイスもありました。今後、年金裁判が高裁、最高裁へと進む中、運動を発展的に切り開いていくことが求められています。マクロ経済スライドの発動は102号条約最低基準違反を訴えるILOへの提訴も視野に入れた年金裁判運動の展開は、新たな国民的な運動の広がりを展望できるものと実感しています。全労連をはじめ他の労働団体などとの共同の

とりくみ、政府への積極的な働きかけが必要だと感じました。

イタリア年金者組合中央・支部組織と交流

イタリア年金者組合中央本部とローマの地域レガ（基礎組織、支部に相当）との交流も非常に意義深いものでした。全年金受給者1300万人中300万人を組合員に組織しているイタリア年金者組合の社会での存在の大きさに感銘しました。

毎年10万人亡くなれば10万人以上増やす

「毎年10万人前後が亡くなるので毎年10万人以上の新しい組合員を増やさなければなりません。そのためには、年金者一人ひとりのニーズに応えるような援助提供、活動の質を高めるよう努めなければなりません。地域に根差した活動、何千人という男女の活動家が地元の人びとと密につながりながら、ニーズに応じた活動を行っていること」。また役員の男女比率は必ず両性とも40%以上であることなど素晴らしい運営がなされています。

訪問したレガでは、女性部が中心



国連ジュネーブ本部前で

になって、「街角図書館」運動に取り組んでいます。団地の中に住民の寄贈で2000冊を超える図書をもつ図書館を運営し、子どもたちへの読み聞かせ会や若者たちとの交流を計っており、住民が集まり話し合う場所にもなっています。また、高齢者の経験と知恵を子どもたちに伝えるために、学校を訪問して憲法、民主主義、共和国の歴史などの話をしているそうです。

地域で重要な役割担う

そして何より地域でも労働組合運動の中で重要な役割を担い、他の市民団体やボランティア活動と連携、地域住民と連帯して地域を変え社会を変える社会運動、市民運動を展開していることに深く学びたいと思います。年金者組合運動も国際連帯を深めていくことが必要だと思います。

第18回年金裁判（結審）
12月6日(金)午後3時
大阪地裁201号法廷